

## 小山市木造住宅耐震対策助成事業の概要

### 【耐震診断】

1. 補助対象住宅
  - ① 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された一戸建て木造住宅 又は 併用住宅（1/2以上）
  - ② 自己用住宅
2. 補助額
  - 耐震診断：補助限度額2万円（補助率：2/3）

### 【耐震改修】

1. 補助対象住宅
  - ① 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された一戸建て木造住宅 又は 併用住宅（住宅部分が1/2以上）
  - ② 自己用住宅
  - ③ 耐震診断の結果、構造評点が1.0未満である住宅
2. 補助額
  - 総合耐震改修（補強設計+耐震改修）：補助限度額100万円※（補助率：4/5）

※ 耐震改修に関連しないリフォーム工事は補助の対象外です。

### 【耐震建替】

1. 補助対象住宅
  - ① 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された一戸建て木造住宅 又は 併用住宅（住宅部分が1/2以上）
  - ② 自己用住宅
  - ③ 耐震診断の結果、構造評点が1.0未満である住宅
  - ④ 建替後の住宅が「省エネ基準」に適合するものであること
2. 補助額
  - 総合耐震建替：補助限度額100万円※（補助率：4/5）

※ 建替後の住宅が木造で県産出材を10㎡以上使用する場合は10万円が加算されます。

注意事項：耐震診断、耐震改修・建替の実施前に、必ず補助申請の手続きを行って下さい。

問合せ：小山市 建築指導課 建築指導係  
TEL 0285-22-9233 / FAX 0285-22-9685

詳細はコチラ →  
(小山市HP)



#### < 耐震改修促進税制について >

耐震改修を行った場合、確定申告をすることにより『所得税控除』『固定資産税減額』の措置を受けることができます。

問合せ：【固定資産税】小山市資産税課 TEL 0285-22-9475  
【所得税】栃木税務署 TEL 0282-22-0885